

一、大坂御合戦御勝に罷成、宗古・我等兩人二條へ被召寄、兩御所様へ御目見申上、數萬人之内に而相國様之上意に、龜田無類之働不始于今、當家にて兩度之御奉公申上候由被仰出候上に、結構成御刀を拜領、其翌日は尾州大納言様にて我等一人被召寄、御茶被下、保生五郎の御脇差拜領仕候。公方様より土井大炊殿奉に而、手負行歩不叶由に候間、下馬をも乗物御免被成候由被仰出、雖有一門之者面目不過之候。

此一書、拙者果候以後人々御尋可有之候間、如此書置候。

寛永五年二月三日

龜田大隅守高綱 判

龜田善左衛門殿

同 又 太郎殿

同 與右衛門殿

按ずるに、右前顯なる龜田小三郎連印の書簡は、卷一に掲げたる天正四年本願寺への披露狀にて加賀國本願寺一揆頭の一人なる故也。實名三州志には岳信とあれど、彼の書簡の寫には集信とあり。また此の大隅守高綱が武功書は、大隅が自身の武功を書き載せ子孫へ残したるものにて、龜田

の子孫にては實に祖先の記念家の實とすべき書也といふべし。三壺記に溝口半左衛門の子、淺野但馬守に扶助せられ、度々覺ありければ、鐵炮大將申付られて龜田大隅と稱し、後法跡して鐵齋と號す。但馬守紀伊國和歌山より安藝國廣島へ移られ、安藝守殿の時牢浪して、後召返され病死す。とあり。召返されしとは、淺野家へ再勤せしもの也。

○圖教寺廢跡

法華宗の寺院なり。改作所舊記に、元祿三年八月廿九日公事場奉行連名違書に。

法華宗、所は森下町後地子地

圖 教 寺

右者圖教寺儀、於公事場御吟味之品有之候。依之圖教寺旦那之者、早速何成共寺替仕、其段書付宗門御奉行中へ可被出之事。

右寺僧罪科の事は詳かならずといへども、此時寺破却に成りたる故也。

○金屋町

或は金谷町とも書けり。元祿九年の地子町肝煎裁許附に、

金屋町・後金屋町。と載せたり。また金澤通町筋町割書に、貳町五十一間二尺森下町・五十六間一尺森下金屋町。とあり。此町割書にて見れば、金屋町はもと森下町の内なりしゆゑに、そのかみ森下金屋町と呼びたるならんか。但し森下町は本町肝煎の裁許にて、本町の町役を勤めたりしかど、金屋町は七ヶ所の内にて半役の町也。

○金屋町來歴

博伽雜談に云ふ。昔佐久間玄蕃尾山在城の頃建てたる本町を尾山八町と云ふ。所謂西町・堤町・南町・金屋町・松原町・安江町・材木町・近江町是也と。國事昌披問答に云ふ。金屋町は昔金谷門の内に有之町なりと。されば此の町はむかし金谷出丸いまだ命ぜられざりし頃は、今いふ尾山神社の地邊にありしを、寛永の頃金谷出丸を命ぜらるゝに付いて移轉せし町なりとぞ。三州志來因概覽に云ふ。金屋町は寛永十二年の火災後、今の下材木町の地へ暫く町家を移され、重ねて今の地へ移轉す。といへり。平次按ずるに、三壺記に、寛永八年四月十四日金澤火災の時、本丸の火江戸町を焼拂ひ、田井口悉く焼廻り、金屋町にて鎮火すとあり。されば

下材木町の地へ移轉せしは、寛永八年の以前にて、同記に、元和二年に人持衆下屋敷等相渡り、地子町・本町立替るとある時ならんか。古定書に載せたる元和二年十一月宿々傳馬役定書に、金澤の内卯辰之木町・宮腰口之木町・森下町之末金屋町五間に一間之可爲御役之事。とあり。此定書に既に森下町之末金屋町と載せれば、金屋町を今の地へ移したるは、元和二年十一月の以前なる事いぢるし。

然るを寛永十二年の火災後、今の下材木町へ暫く移し、重ねて今の地に移轉すといへる傳説は、全く後人の過聞なるべし。さて金屋町の町名は、昔は今の尾山神社の地に町家共有りて、銀座金屋彦四郎など此の地に居住し、其の頃は加能越三州通用の金銀貨幣製造を命ぜられて、此の地にて吹立てたり。故に金屋町と呼べり。然るに微妙公の時、右町家共の移轉を命ぜられて、其の地をば城内の外廓へ取入れ、殿閣を造營ありて金屋邸或は金屋殿と稱し、後には金谷の字に改められたり。依りて此の町名も金谷町とも書けり。といへり。金澤通町筋町割書に、森下金屋町と載せたりければ、むかしはかく稱せしにや。此は森下町の地へ移